

もし、施設内で新型コロナウイルスの感染者がでたら…



保健所の感染者への対応はどんな流れなの？

- ①PCR検査等の結果が陽性と確認できたら、医療機関から感染者と保健所に直ちに連絡があります。
- ②連絡を受けた（届出を受理した）保健所は、感染者と施設から、症状や施設での接触状況を聞き取ります。このとき感染者・施設には、マスクを外して近距離で会話をした人がいたか、施設内で、どのような感染予防対策をとっていたかなどについて確認をします。
- ③感染者や施設から聞き取った状況により、必要に応じて施設利用者・職員の健康調査や検査、消毒命令を行います。保健所は、これらの調査から濃厚接触者に該当する者を判断します。
- ④同時に保健所は、本人の健康状態や生活実態に応じた療養先の検討・調整と搬送を行います。

施設内で感染者が出たときの対応

○調査への協力

- ・感染者と接触があった利用者（入所・通所・ショート利用）及び職員等の情報(氏名、生年月日、年齢、住所、連絡先、施設の入所・通所の概要等)や行動状況(施設利用状況、職員の出勤状況、日課表、部屋割り、外部接触者の有無)などを伺いますので、上記の情報がわかる資料(別添の項目を参照)を整理し準備していただき、保健所の調査への協力をお願いします。

○消毒、ゾーニングの実施

- ・感染者本人が触れたと考えられる部分(ドアノブや手すり、電気のスイッチ、テーブルや椅子、リハビリ機器、パソコン、トイレコック、ロッカーなど)を中心に、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム等で拭き取り消毒をしていただきます。
- ・施設内での感染予防対策として、必要に応じて感染者・濃厚接触者・それ以外の方の部屋割りの変更、レッド・イエロー・グリーンゾーンなど、施設内でのゾーニングを行ってまいります。

○PCR検査等への対応

- ・保健所の調査の結果、PCR検査が必要と判断された方（濃厚接触者・接触者）には、医療機関や保健所で（施設で実施する場合もある）PCR検査を受けていただきます。
- ・検査対象者については、検査結果がわかるまでは、可能な限りで仕事はお休みさせていただきます。
- ・濃厚接触者で検査結果が陰性の場合でも、感染者と最後に接触した日から5日間は、不要不急の外出をできる限り控えてまいります（利用者には施設の利用を、職員には出勤を可能な限り控えてまいります）。最終接触から2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能です。また、要件を満たせば、毎日業務前に検査を行い、陰性であれば出勤することも可能です（詳細は厚労省のR4.3.16（R4.7.22一部改正）事務連絡参照）。
- ・7日間は発症する可能性があるため、濃厚接触者には各自で健康観察を行っていただきます。施設に複数の濃厚接触者がいる場合、施設の担当者にまとめて日々の体調確認をしてもらい、保健所へ健康観察表の提出をお願いすることがあります。

※濃厚接触者とは

感染者の感染可能期間(症状が出る2日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間)に、感染者本人と接触した者で次の範囲に該当する者

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

参考文献：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和3年11月29日版） 国立感染症研究所

もし、施設内で新型コロナウイルスの感染者がでたら…



職員から「自分は濃厚接触者と言われた」と報告を受けた時

- 濃厚接触者は感染者ではありませんが、今後発症する可能性があるため、健康観察期間中は可能な限り仕事をお休みさせていただきます。
- 家族で感染者が発生する等、施設外の感染者の濃厚接触者になった職員がいたとしても、施設の特別な消毒は必要ありません。通常の感染予防対策としての環境整備をお願いします。

施設の感染者への対応について

- 感染者の発生があっても、施設利用や職員が過度に不安にならないように、また偏見や差別が起きないように十分に注意を払い、感染者の施設の再利用や職場復帰の際は温かく迎えてあげてください。
- 感染症対策で職員の労働時間や精神的な疲労も増加するので、施設外からの支援やクラスター班からの助言を受けていただき、感染者への適切な対応ができる体制づくりをお願いします。
- 感染者の療養終了後や濃厚接触者の健康観察期間終了後、施設の再利用や職場復帰をするときは、陰性証明書は必要ありませんので医療機関や保健所への請求はお控えください。

施設で平時から取り組んでいただきたいこと

- 施設利用者・職員の感染予防対策（体調管理、マスクの着用、手指消毒、換気、3密の防止等）を徹底してください。
- もしものときに落ち着いて行動ができるよう、感染者が発生した場合の対応手順などを事前に確認しておいてください。
- 利用者対応でパーティションの設置、換気や消毒等の感染予防対策を行っていたとしても、職員の共用場所（昼食会場、休憩場所、ロッカールーム、喫煙所等）での対策が不十分だと、職員間で感染が拡大する可能性があります。十分な換気や時差利用など感染予防策に心がけてください。

施設の感染予防策を見直したいときは？

施設での感染予防対策や対応などについてまとめてあるホームページ等をご紹介します。

○厚生労働省ホームページ

『介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

○岡山県ホームページ

『【社会福祉施設等向け】 新型コロナウイルス感染症に関する総合情報サイト』

<https://www.pref.okayama.jp/page/696924.html>

平時の感染対応や
有事のゾーニング等の
マニュアル作成など、
個別相談にも応じます！

～お問い合わせ先～

〒709-0492

岡山県和気郡和気町和気487-2

岡山県備前保健所東備支所

保健対策班

TEL: 0869-92-5180

FAX: 0869-92-0100

メール: tobi-hoken@pref.okayama.lg.jp

